

# 建築物等の解体等における石綿対策

## ● 石綿が使用されている部材の例

施工部位	石綿含有建築材料の種類
天井／壁 内装材	スレートボード、けい酸カルシウム板第一種、パルプセメント板
天井／床 吸音断熱材	石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有吹付け材
天井結露防止材	屋根折版用断熱材、石綿含有吹付け材
床材	ビニル床タイル、フロア材
外壁／軒天 外装材	窯業系サイディング、スラグせっこう板、押出成形セメント板、スレートボード、スレート波板、けい酸カルシウム板第一種
耐火被覆材	吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有耐火被覆板、けい酸カルシウム板第二種
屋根材	スレート波板、住宅屋根用化粧スレート
煙突材	石綿セメント円筒、石綿含有煙突断熱材

(出典：厚生労働省のパンフレット「建築物の解体等の作業における石綿対策」より抜粋)

## ● 問い合わせ先一覧

### 1 大気汚染防止法に関する問い合わせ

鹿児島市環境保全課	鹿児島市山下町11-1	099-216-1297
-----------	-------------	--------------

### 2 労働安全衛生法、石綿障害予防規則に関する問い合わせ

鹿児島労働基準監督署 (安全衛生課)	鹿児島市薬師一丁目6-3	099-803-9631
-----------------------	--------------	--------------

### 3 廃棄物処理法に関する問い合わせ

鹿児島市廃棄物指導課	鹿児島市山下町11-1	099-216-1289
------------	-------------	--------------

### 4 建設リサイクル法に関する問い合わせ

鹿児島市建築指導課	鹿児島市山下町11-1	099-216-1359
-----------	-------------	--------------

### 5 石綿に関する鹿児島市の健康相談窓口

鹿児島市保健予防課	鹿児島市山下町11-1	099-803-6927
鹿児島市北部保健センター	鹿児島市吉野町3275-3	099-244-5693
鹿児島市東部保健センター	鹿児島市山下町11-1	099-216-1310
鹿児島市西部保健センター	鹿児島市永吉二丁目21-6	099-252-8522
鹿児島市中央保健センター	鹿児島市鴨池二丁目25-1-11	099-258-2370
鹿児島市南部保健センター	鹿児島市西谷山一丁目3-2	099-268-2315



石綿は1970年から1990年にかけて大量に輸入され、その多くは建材として建築物等に使用されました。

今後、これらの建築物等の老朽化による解体工事の増加が予想され、大気汚染防止法、石綿障害予防規則等に基づき適切に対応することが必要です。

**建築物・工作物の解体等工事に伴う石綿（アスベスト）の事前調査や飛散防止対策、適正処理を徹底する必要があります。**



市ホームページ



石綿事前調査結果報告システム  
(Gビズ) ホームページ

鹿児島市環境保全課

令和6年3月

# 建築物や工作物の解体等における石綿対策について

建築物又は工作物の解体、破砕等の作業（吹付け石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。）、吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業にあたっては、あらかじめ、石綿（アスベスト）が使用されていないか調査し、石綿の使用が確認された場合は、関係法令等に基づき適切に対処する必要があります。

## 大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく手続き等

※赤文字：鹿児島市環境保全課 青文字：鹿児島労働基準監督署

### 1 事前調査

石綿の使用の有無に関わらず次の①～④のことが必要です。

- ① 「必要な知識を有する者」<sup>※1</sup>による事前調査の実施  
【元請業者・自主施工者、事業者】
- ② 事前調査結果の記録の作成<sup>※2</sup>  
【元請業者・自主施工者、事業者】
- ③ 発注者へ事前調査結果を書面で説明<sup>※3</sup>【元請業者】
- ④ 事前調査結果を鹿児島市、労働基準監督署へ報告<sup>※4</sup>  
【元請業者・自主施工者、事業者】

※1 建築物は、建築物石綿含有建材調査者等の有資格者（特定工作物は、工作物石綿含有建材調査者等の有資格者（令和8年1月1日から））

※2 事前調査結果の記録は保存義務あり。

- ・元請業者等は解体工事後3年間保存。
- ・事業者は事前調査後3年間保存。

※3 解体等工事の開始前までに説明。ただし、届出対象特定工事に該当する場合は解体等工事の開始日前であり、かつ特定粉じん排出等作業の14日前までに説明する必要がある。

※4 規模要件に応じ、結果判明後速やかに原則「石綿事前調査結果報告システム（Gビズ）」で報告。（同時に鹿児島市、労働基準監督署に報告が可能）

### 2 石綿の除去等作業実施に伴う事前手続き等

石綿の有無や使用されている建材等の種類により次の区分による手続き等が必要です。

- ① 吹付け石綿・断熱材等（レベル1,2）の場合  
・「特定粉じん排出等作業実施届出書」を鹿児島市へ提出<sup>※5</sup>【発注者・自主施工者】  
・「計画届」を労働基準監督署へ提出<sup>※5</sup>【事業者】  
・現場への事前調査結果等の掲示  
【元請業者・自主施工者、事業者】  
・下請負人への説明【特定工事を請け負わせる者】
- ② 石綿含有成形板等（レベル3）・石綿含有仕上塗材の場合  
・作業計画の作成【元請業者・自主施工者、事業者】  
・現場への事前調査結果等の掲示  
【元請業者・自主施工者、事業者】  
・下請負人への説明【特定工事を請け負わせる者】
- ③ 石綿含有建材等が無い場合  
・現場への事前調査結果の掲示  
【元請業者・自主施工者、事業者】

※5 石綿の除去等作業を実施する14日前までに提出。この場合、作業完了後30日以内に「特定粉じん排出等作業完了報告書」を鹿児島市へ提出【鹿児島市独自の取り組み】

### 3 解体等工事の実施

石綿含有建材等の有無に応じて適切な措置が必要です。

#### ①② 石綿含有建材等がある場合

- ・事前調査結果の記録の写しを現場に備え付ける義務  
【元請業者・自主施工者、事業者】
- ・石綿作業主任者の選任及び特別教育の実施<sup>※6</sup>【事業者】
- ・作業基準および除去等に係る措置の遵守  
【元請業者・自主施工者・下請負人、事業者】
- ・作業の記録の作成および保存<sup>※7</sup>  
【元請業者・自主施工者・下請負人、事業者】
- ・「必要な知識を有する者」による除去等の完了確認  
【元請業者・自主施工者、事業者】
- ・発注者へ作業結果を書面で報告【元請業者】
- ・特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し保存<sup>※8</sup>  
【元請業者・自主施工者】

#### ③ 石綿含有建材等が無い場合

- ・事前調査結果の記録の写しを現場に備え付ける義務  
【元請業者・自主施工者、事業者】
- ※6 特別教育の記録を作成し、3年間保存。
- ※7 特定工事終了まで保存。内容により、工事終了後3年間および従事者が従事しなくなつてから40年間。
- ※8 特定工事終了後3年間。

## 建設リサイクル法に基づく届出

### 1 届出の必要な対象建設工事

- (1) 床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- (2) 床面積の合計が500㎡以上の建築物の新築又は増築工事
- (3) 請負代金の額が1億円以上の建築物の新築工事等
- (4) 請負代金の額が500万円以上の建築物以外のものの新築工事又は解体工事

### 2 届出者…発注者

### 3 届出日及び石綿等に係る規制内容

- (1) 対象建設工事に着手する日の7日前までに市長に届出
- (2) 吹付け石綿その他の特定建設資材への付着物について事前調査し、分別解体等の計画を作成
- (3) 付着物の除去
- (4) 石綿を含む建材等の再資源化は不可

※ なお、この届出は石綿使用の有無に関わらず必要

## 廃棄物処理法に基づく廃棄物の適正処理等

### 1 石綿に係る廃棄物の適正処理

#### (1) 特別管理産業廃棄物（廃石綿等）として処理するもの

- ① 吹付け石綿に係る廃棄物
- ② 石綿を含有する保温材、断熱材及び耐火被覆材に係る廃棄物
- ③ 上記①、②の除去に用いられたプラスチックシート、防じんマスク及び作業衣等で、石綿が付着しているおそれのある廃棄物

#### (1)-2 処理方法（熔融処理、無害化処理、管理型埋立処分）

- ※ 収集運搬…こん包による飛散防止措置、他の廃棄物と混合しないように区分
- ※ 埋立処分…固形化、薬剤による安定化、耐水性材料で二重こん包等の飛散防止措置、分散せず一定場所での埋立・覆土

#### (2) 産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物）として処理するもの

- ① 石綿を重量比0.1%を超えて含む（石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材）に係る廃棄物
- ② 上記①の除去に用いられたプラスチックシート、防じんマスク及び作業衣等で、石綿が付着しているおそれのある廃棄物

#### (2)-2 処理方法（熔融処理、無害化処理、安定型または管理型埋立処分 ※中間処理としての破砕禁止）

- ※ 収集運搬…原型のまま積み込みシート等の飛散防止措置、他の廃棄物と混合しないように区分（石綿含有成形板等）  
こん包状態のまま積み込む、他の廃棄物と混合しないように区分（石綿含有仕上塗材等）
- ※ 埋立処分…袋又は容器等でこん包されたものは破損等しないよう埋立、分散せず一定場所での埋立・覆土

### 2 その他

- (1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の配置
- (2) マニフェストの写しの5年間保存